

魚沼基幹病院広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魚沼基幹病院（以下「病院」という。）が所有する資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、病院の新たな財源を確保し、医療の質及びサービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる病院が所有する資産のうち掲載等が可能なもの。
 - イ 病院のホームページ
 - ロ 病院が作成した印刷物
 - ハ その他広告媒体として活用できる病院が所有する資産で、病院長が認めるもの
- (2) 掲載等 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は提出することをいう。

(広告掲載等の決定及び基準等)

第3条 病院長は、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査し、掲載等の可否を決定しなければならない。

- (1) 掲載等をする広告は、病院としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと。
 - (2) 屋外広告（新潟県屋外広告物条例（平成7年12月27日 第65条）第8条に定める許可を要するものに限る。以下同じ。）の内容及びデザインについては、美観風致を阻害するものであってはならないこと。
 - (3) 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）を営む者の広告については、掲載等をさせてはならないこと
 - イ 法令の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等
 - ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等
 - ハ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうと病院長が判断した事業等
 - (4) 次に掲げる内容の広告については、掲載等をさせてはならないこと
 - イ 法令で禁止された事物を扱う広告
 - ロ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な広告
 - ハ その他社会的な信頼性及び公平性を損なうと病院長が判断した広告
- 2 前項に規定する判断基準の細目については、病院長が別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 掲載等を行う広告媒体は、病院長が定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに病院長が定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに掲載等に係る予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、病院長が定める。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和3年2月22日から実施する。